

これまでに集団検診を受けていない人は豊中町で受診してください

健康診査を受ける人は、6月に届いた青い封筒と保険証を必ず持参してください。結核・がん検診を受ける人は、約2週間前に届く白い封筒をお持ちください。

女性特有のがん検診の無料クーポン（対象者には送付しています）をお持ちの方は、ぜひ、ご利用ください。

集団検診日程

受付日時・場所および検診項目					
(特定)健康診査・前立腺がん検診・肝炎ウイルス検診 結核・肺がん検診・大腸がん検診・生活機能検査			子宮頸がん検診・乳がん検診（視触診）		
月日	場所	受付時間	月日	場所	受付時間
10月20日(水)	豊中町 保健センター	8:30～11:30	10月22日(金)	豊中町 保健センター	13:30～14:30 女性特有のがん 検診の無料クー ポンをご利用く ださい。 (対象者に送付済)
21日(木)			25日(月)		
22日(金)			26日(火)		
25日(月)			27日(水)		
26日(火)			28日(木)		
27日(水)					
28日(木)					
胃がん検診 8:30～11:00					
結核・肺がん検診					
月日	場所	受付時間			
10月21日(木)	豊中町 保健センター	13:30～14:30			

青い封筒
(健康診査のご案内)



白い封筒
(がん検診のご案内)



《注意事項》

- ・がん検診の事前申し込みをしていない人で、希望する人は、直接会場までお越しください。なお、大腸がんの容器は事前に健康課または各支所まで取りに来てください。
- ・子宮頸がん検診で医療機関を受診する場合は、医療機関受診票が必要ですので健康課までお問い合わせください。

医療機関の日程

実施期間・場所および検診項目	
(特定)健康診査・前立腺がん検診・肝炎ウイルス検診 生活機能検査・子宮頸がん検診	
期間	実施場所
10月31日(日)まで	三豊市・観音寺市の実施医療機関 子宮頸がん検診については6医療機関です。

子どもの成長・発達を知る節目となる、生後4カ月児、10カ月児、1歳6カ月児、2歳児、3歳児の健康診査を実施しています。ぜひ、この機会に受けましょう。

4カ月児健診・・・内科健診のほか、くびのすわり、股関節脱臼の有無を確認する大切な健診です。離乳食が始まる前に栄養士によるアドバイスが聞けます。図書館から絵本のプレゼントがあります。

10カ月児健診・・・内科健診です。また、離乳食が終わり、幼児食に移行する前に栄養士さんから幼児食やおやつへのアドバイスが聞けます。

1歳6カ月児健診・・・子どもに対する対応が少しずつ難しくなる時期です。内科・歯科健診のほか、保健師だけでなく、心理の先生からのアドバイスも聞けます。

2歳児歯科健診（2歳6カ月頃に個人通知、市内の歯科医院で実施）・・・虫歯になりやすい時期です。希望により、虫歯予防のフッ素塗布もできます。

3歳児健診（3歳6カ月頃に個人通知）・・・内科や歯科健診だけでなく、視力・聴覚検査も受けられます。（幼稚園等では、受けられない検査があります）しつけや子育てが難しくなる時期です。保健師だけでなく、言語や心理の先生からのアドバイスも聞けます。



子どもの成長を改めて感じる機会にもなります

【保健師からのアドバイス】

ふだん、何か困っていることはありませんか？子どものことだけでなく、どんなささいなことでも相談にのります。

【心理の先生からのアドバイス】

「うちの子は発達が遅い？」保護者の皆さんの不安な声をよく耳にします。幼児期の発達は心も体も個人差が大きいものです。他の子と比べてうちの子は・・・と悩む前に、気軽に声をかけてください。

あなたは大丈夫ですか？

内臓脂肪型肥満

これに加えて...

血糖値の上昇 血圧の上昇 脂質異常

放置しておくと動脈硬化が進行

健康知得情報 ～生活習慣病～

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）は生活習慣病の入り口です。内臓脂肪型肥満に、血糖値や血圧、脂質の上昇が加わると、動脈硬化が進行し、脳卒中や心臓病の危険性が高まります。

病気の前兆は、健診結果に表れています。健康課では、結果説明会や健康相談で、健診結果の説明や、健康づくりの提案をしています。結果をきちんと見直して、健康づくりを始めましょう。

問い合わせ 健康課 73-3014

日本脳炎の予防接種

日本脳炎の予防接種については、平成17年5月30日から平成22年3月31日までの間、接種勸奨を差し控えていましたが、予防接種規則が一部改正（平成22年8月27日施行）されたことで、この期間接種を受けなかった人に対して接種機会を確保するための特例的な措置がとられます。

日本脳炎第2期の接種が可能となりました。

対象年齢（9歳以上13歳未満）に該当する人が、日本脳炎第1期（第1回、第2回、追加）の予防接種を受けていない、もしくは、3回の接種を完了していない場合、特例措置として、不足分が接種可能になりました。

接種を希望される場合は、子どもの接種状況により発行する予診票の枚数が異なります。母子健康手帳または予防接種履歴が確認できるものを持参のうえ、子育て支援課までお越しください。

特例措置として接種する場合、以前、市が発行した予診票は使えない場合がありますので、ご相談ください。

問い合わせ 子育て支援課 73-3016